

議案第87号

港区住宅駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	改正概要	2
資料②	新旧対照表	3

## 改正概要

## 1 改正内容

港区住宅駐車場の管理に関する条例の第2条の表中のシティハイツ桂坂駐車場の駐車区画数を47区画から39区画にします。

## 2 改正理由

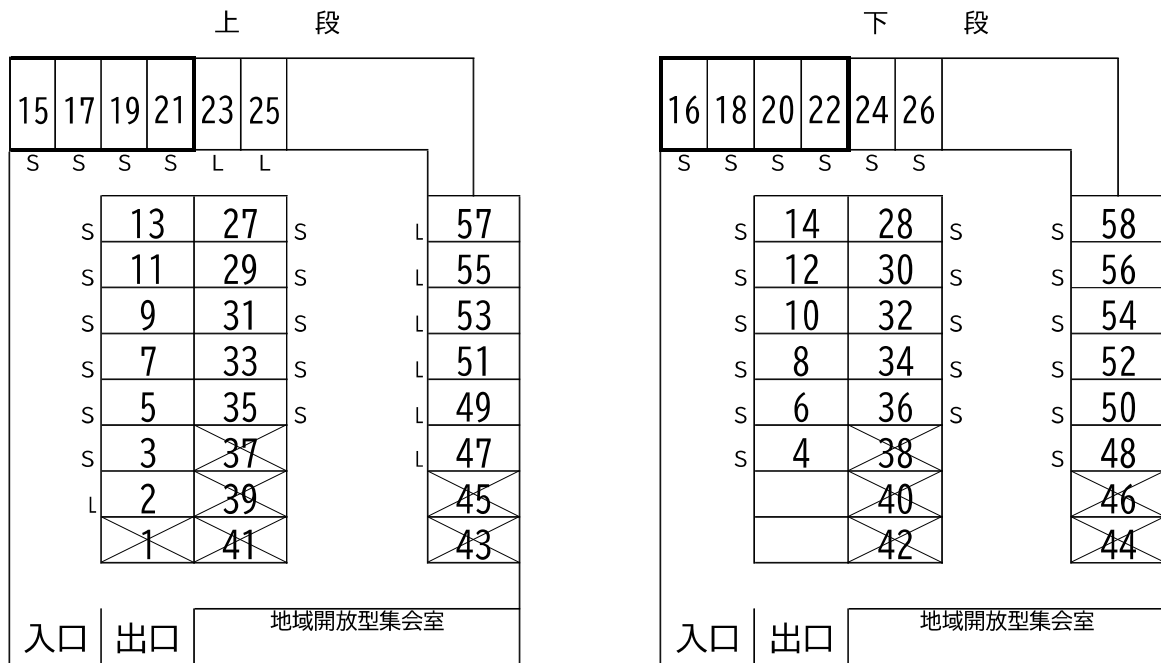
シティハイツ桂坂の居住者用として整備された駐車場（以下「本駐車場」といいます。）は、令和元年度から令和5年度までの平均使用率が約20%と低い状態が続いており、当面の使用率向上は見込まれません。

そのため、入居者の利便性向上や地域貢献、使用率の改善の観点から本駐車場としての稼働を休止し、当該区画を活用したカーシェアリングを導入します。

【貸付区画】2段昇降式：上段15・17・19・21（カーシェアリングで使用）

下段16・18・20・22（駐車場として使用しません。）

## 3 駐車場所指定図



※シティハイツ桂坂入居者専用区画は、2～36、47～58（47区画）

※×はトミンハイム桂坂入居者専用区画

	車高：mm	車幅：mm	車長：mm	重量：kg
Sサイズ	1,550	1,800	5,050	2,000
Lサイズ	2,000	1,800	5,050	2,000

## 4 施行期日

公布の日から施行します。

港区住宅駐車場の管理に関する条例新旧対照表

改正案				現行			
(前略)				(前略)			
(名称及び位置等)				(名称及び位置等)			
第二条 住宅駐車場の名称、位置及び駐車区画数並びに住宅名は、次のとおりとする。				第二条 住宅駐車場の名称、位置及び駐車区画数並びに住宅名は、次のとおりとする。			
シテイ 車場	桂坂駐 車場	シテイ ハイッ 車場	シテイ ハイッ 車場	シテイ 車場	桂坂駐 車場	シテイ ハイッ 車場	シテイ ハイッ 車場
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	三十九区画	(略)	(略)		四十七区画	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。</p>	(後略)	車場 神明駐 ハイツ シテイ 車場 車町駐 ハイツ
		(略)
		(略)
		(略)
	(後略)	車場 神明駐 ハイツ シテイ 車場 車町駐 ハイツ
		(略)
		(略)
		(略)